

第 2 1 回
太平洋広域漁業調整委員会
議事録

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日 (木)
水産庁

1. 開催日時

平成26年11月27日(木) 14:30～16:37

2. 開催場所

南青山会館大会議室

(東京都港区南青山5丁目7-10)

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道府県海区互選委員】

北海道海区	川崎 一好
青森県東部海区	二本柳 勝
岩手海区	大井 誠治
宮城海区	畠山 喜勝
福島海区	佐藤 康德
茨城海区	別井 一栄
千葉海区	赤塚 誠一
東京海区	竹内 正一
神奈川海区	宮川 満
静岡海区	宮原 淳一
愛知海区	船越 茂雄
三重海区	掛橋 武
和歌山海区	木下 吉雄
徳島海区	中野 憲次
高知海区	志磨村 公夫

愛媛海区	佐々木 護
大分海区	平川 一春
宮崎海区	橋口 輝明

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表	石田 洋一
漁業者代表	清水 三千春
漁業者代表	本間 新吉
漁業者代表	鈴木 廣志
漁業者代表	壁谷 増光
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 享

4. 議題

- (1) 資源管理のあり方検討会を踏まえた今後の対応について
(資源管理方針・計画体制等の評価・検討、マサバ太平洋系群（試験的なI Q方式の実施）、太平洋クロマグロ等)
- (2) 広域魚種の資源管理について
 - 1 部会における取組
 - 2 マサバ太平洋系群
- (3) 広域漁業調整委員会指示について
 - 1 太平洋クロマグロ漁業の承認制に関する委員会指示
 - 2 伊勢湾・三河湾イカナゴに関する委員会指示
- (4) T A C対象魚種に次いで漁獲量が多い広域重要魚種の取り扱いについて
- (5) 平成27年度資源管理関係予算について
- (6) その他

5. 議事内容

開 会

○事務局（城崎）

それではお時間になりましたので、ただいまから第21回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員定数29名のうち、農林水産大臣選任委員の清家委員と野崎委員がやむを得ずご欠席となっております。漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づきまして、過半数以上のご出席を賜っておりますので、本委員会は成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、松岡会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

○松岡会長

会長を仰せつかっております松岡でございます。委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様方には大変お忙しい中、この第21回太平洋広域漁業調整委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、水産庁からは枝元資源管理部長、長谷増殖推進部長、加藤漁業調整課長、黒萩管理課資源管理推進室長、藤田漁業調整課沿岸・遊漁室長、また独立行政法人水産総合研究センターから、中央水産研究所の西村資源管理研究センター長他多数の方々にご出席を賜っております。皆様方には大変お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

本日の委員会でございますけれども、前回の委員会で報告のありました資源管理のあり方検討会、これが既に皆様方ご承知のとおり、今年開催されておりました、7月に取りまとめが行われておるわけでございます。当委員会に大変密接に関係します事項を中心にまずご説明をいただきまして、当委員会としての対応についてもご議論いただければと考えております。その後、広域魚種の資源管理について、また、広域漁業調整委員会指示等についてご審議を賜ればと考えております。本日は大変多くの議題が予定されておりますので、委員の皆様方からは活発なご意見をいただきながら、円滑な議事の運営に努めてまいりたいと、考えております。委員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。それでは、議事の進行につきましては、座って進めさせていただきますしたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、本日は水産庁から枝元資源管理部長にご出席いただいておりますので、水産庁を代表しましてご挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○枝元部長

ご苦労様でございます。水産庁の枝元でございます。一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。また日頃より資源管理、漁業調整など、様々な課題にご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げるところでございます。広域漁業調整委員会、都道府県の区域を越えて、分布回遊する広域資源の管理を目的として平成13年に設置をされました。この委員会でのご意見を反映させながら実施してまいりました資源回復計画の取り組みは、現在、資源管理指針、また計画体制に移行し既に3年が経過して、一定の定着を見ているところでございます。そのような中、現下の状況から、水産日本の復活を果たすという目的のため、本年3月、水産庁内に有識者からなる資源管理のあり方検討会が設置されまして、TAC制度ですとか、資源管理指針計画体制と現在の資源管理施策の課題、IQ方式の導入、個別魚種としてサバ、スケトウダラ、クロマグロ及びトラフグの4魚種の資源管理の進め方についてご議論をいただきました。この検討会は本年の7月に取りまとめを行いましたので、後ほど特に太平洋海域とも関係の深い資源管理指針・計画体制の評価検証、またマサバ太平洋系群の資源管理における試験的なIQ管理の実施、クロマグロの資源管理などの課題を中心に、今後の対応についてご説明をしたいと考えております。先ほど松岡会長からもお話がございましたとおり、これらに加えて本調整委員会での指示事項案なども含めまして、本日非常に盛り沢山の内容でございますけれども、ぜひ活発なご意見をいただきまして、私ども資源管理施策の充実・強化に反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○松岡会長

枝元部長様、大変ありがとうございました。

それでは次に、配布資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

お手元に配布している資料ですけれども、まず本委員会の議事次第、その裏が委員名簿、続きまして配席図、そして出席者名簿の資料が1つでございます。それと、本日ご説明させていただく資料として1から5まで用意しておりますが、まず1-1としまして横置きで「資源管理のあり方検討会の取りまとめについて（概要）」という横置きの資料が1つ。続きまして、資料の1-2としまして「IQ方式をめぐる論点」の一枚紙が1つ。続きまして、1-3としまして「試験的なサバ個別漁獲割当の実施について」の一枚紙が1つ。続きまして、資料の2-1としまして「複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況」という一枚紙が1つ。続きまして、資料の2-2の①としましてサバの写真がついておりますダイジェスト版でござい

ます。続きまして、資料2-2の②としてマサバ太平洋系群の広域資源管理の資料が1つ。資料3-1の①としまして、太平洋クロマグロ資源状況と管理の方向性についてという横置き資料が1つ。資料3-1の②としまして、沿岸クロマグロ漁業の承認制に関する資料が1つ。続きまして、資料3-2としまして、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示についてという一枚紙が1つ。続きまして、資料4として、TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた整理表の横置き紙が1つ。そして最後、資料5であります。平成27年度予算概算要求の概要ということで、資源管理の推進の資料が1つでございます。以上でございます。

配布している資料は以上ですけれども、不足等ありましたら事務局までお申しつけください。また、会議の途中でも構いませんので、資料に落丁等があります場合には、その都度、お手数ですが事務局までお申しつけくださいませ。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡会長

皆様よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきますけれども、最初に後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規定第12条によりまして、会長から指名させていただくことになっております。僭越でございますけれども、指名させていただきます。都道府県海区互選委員からは東京都の竹内正一委員、農林水産大臣選任委員からは清水三千春委員、以上のお二方に本日の委員会にかかわる議事録署名人をお願いしたいと思います。お二方にはよろしくお願ひしたいと思います。

また、今回委員の交代が1名ございましたので、ご紹介いたしますとともに、一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。高知県の海区互選委員の志磨村公夫委員でございます。

○志磨村委員

こんにちは。高知県の海区の志磨村公夫でございます。今年の8月に前任の会長の和田が病気で辞任しまして、そのあと会長ということで引き受けております。今後ともどうぞよろしくお願ひをいたします。

○松岡会長

ありがとうございました。

また、事務局にも人事異動がございましたので、新しく着任された方を、改めて私どもからご紹介させていただきます。順に、長谷増殖推進部長でございます。

○長谷部長

よろしくお願ひいたします。

○松岡会長

加藤漁業調整課長でございます。

○加藤課長

よろしくお願いたします。

○松岡会長

黒萩管理課資源管理推進室長でございます。

○黒萩室長

黒萩でございます。お願いたします。

○松岡会長

それから、藤田漁業調整課沿岸・遊漁室長でございます。

○藤田室長

藤田です。よろしくお願いたします。

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは早速、議題に入らせていただきます。議題の1でございます。「資源管理のあり方検討会を踏まえた今後の対応について」ということでございます。3月から7月にかけて開催されました委員会の、前回委員会でもご報告させていただきましたけれども、この資源管理のあり方検討会が開催されております。検討会による取りまとめの概要を、先ほど開きました各部会においてもご説明させていただいたわけでございますけれども、本委員会ではこの取りまとめ結果を踏まえた今後の対応について、さらに詳細を事務局からご説明いただくことにしたいと思います。

それでは事務局から説明を、よろしくお願したいと思います。

○黒萩室長

資源管理推進室長の黒萩でございます。よろしくお願申し上げます。

資料は、資料1-1と右側に打ってあります「資源管理のあり方検討会の取りまとめについて(概要)」というものと、資料1-2「IQ方式をめぐる論点」、それから資料1-3「試験的なサバ個別漁獲割当(IQ)の実施について」という、この3セットで説明させていただきます。

この資料1-1の資料は、平成26年7月に、先ほど部会で経緯等について説明のありました、資源管理のあり方検討会の取りまとめというのが7月に取りまとまったと。そのときに概要として、外部に説明されたペーパーでございます。そういった関係上、7月時点のデータとか、資料を使っていることをあらかじめご了承ください。1ページ目、めくっていただいて、資源管理の

あり方検討会の取りまとめということで、主たる課題、それから資源管理施策について、個別魚種の資源管理の方向性、今後の資源管理への期待と、この4つの項目に分けてまとめてございます。この資源管理のあり方検討会の背景となります資源の状況等につきましては、3ページ目をお開きください。

資源水準について左側にグラフが書いてございます。資源水準は、高位・中位・低位と過去20年以上にわたる資源量や漁獲量の推移から3段階で区分した水準で示してあります。その対象となります52魚種84系群、この資源評価は独立行政法人水産総合研究センターが中心となりまして、大学、それから都道府県の水産試験場等と情報を交換いたしまして、資源評価を行っているわけでございます。この低位と、あまり資源状況が芳しくない状況の資源、これは国連海洋法条約を批准した前の段階ぐらいでありますと、低位の資源が6割、この赤いところですね、あったわけでございます。それが、この時点での直近の平成25年度におきましては、低位の資源が4割に減少しているというような状況で、資源管理のこれまでの取り組みというのがそれなりの効果は上げてきた状況にございました。ただやはり、4割の資源は低位で厳しい状況にあるということでございます。この4割の資源に対して、てこ入れをしていくということが、全体の生産量の向上等、日本の漁業の基盤となる資源状況を安定的に維持するということで、重要であるというようなことで、この検討会が開始されたということでございます。

魚種別に見てみますと、右側の円グラフになるわけございまして、低位にあるものとして、その4魚種が並んでいるわけでありまして。その中にトラフグと、今回の検討会で検討されたものでありますとか、スケトウダラ（日本海北部系群）でありますとか、そういったものが低位の資源として入っているということでございます。

この後、平成26年度の資源評価がされておまして、残念ながら低位水準にある資源が5割に戻ってしまいました。中位の資源が高位に移行し、中位の資源が低位に移行した。結果、低位の資源が5割になってしまっているというのが現状でございます。

それから、資源管理を検討していく上では、日本の漁業の実態を踏まえたものにしなければならぬわけございまして、そういったことの背景となるデータが4ページ目に記載してございます。左側の棒グラフを見ていただきたいんですけども、日本はアイスランド、ノルウェーのように高緯度に位置している国と違いまして、非常に魚種の組成が複雑でございます。右側に書かれてあります日本であるとか、韓国であるとか、中緯度、特に日本は北はオホーツク海の亜寒帯、それから南は宮古・八重山、先島諸島周辺のような亜熱帯まで非常に広い水域が広がっておるわけございまして、獲れる魚種も非常に多様であるということが言えます。

左側の高緯度にある国は、魚種が6魚種ないし7魚種でその国の占める生産量の8割近くが構成される。右側の日本であるとか韓国であるとか、この魚種で言いますと18魚種ある。これはFAOの統計を使っているものですから、その他魚種というのが1つのくくりになっておりまして、その中には色々な魚種が入っております。日本の統計を上から追いかけていきますと、カレイ類ぐらいでも18番目まで入っていないんですよ。ですから、実際その他魚種というのが、沢山の魚種を含んでいますので、ここでは18としてありますけど、実際は30種類ぐらいで、8割ぐらいを占めるというような状況でございます。

それから、あと右側の各国を比較した場合、アイスランド・ノルウェーは漁業者数も、アイスランドが6,300人、ノルウェーが2万3,000人、それから日本は漁業者数が少なくなったといいますが、27万8,000人おります。片方で漁船数、漁船数におきましても日本は21万9,000隻、アイスランド、ノルウェーにおきましては800、8,600程度でございます。加えて25トン以下の漁船比率、日本は25トン以下の船が98%、アイスランド・ノルウェーは、アイスランドは63%、アイスランドは89%、こういった状況でございまして、我が国周辺の水域は世界の海の中でも魚種の多様性が極めて高く、このような海域特性のもとで古くから営まれてきた日本の漁業は諸外国に比べ漁業者数・漁船数が極めて多くて、小型漁船の割合も極めて高いという特徴がございます。このような資源の実態に合わせまして、日本は古くから漁業が行われております。

漁業の管理の特徴としては、自分たちで地先の資源の管理をしていくという観念が古くから育っていて、明治維新以降、明治の中期ぐらいまでは基本的に漁村集落共同体での管理、自主的な管理をベースにしていたという背景がございます。それから、その後、明治30年、40年代に、漁業許可制度的なものが認められて、その自主的管理を公認していくという入会制度を利用した漁業管理に加えて、沖での漁業については地方長官なり大臣の許可がいるというような許可制度が持ち込まれてきたというような歴史がございます。

そういったような背景がございまして、国連海洋法条約の批准を契機としまして、漁獲数量を今度は管理していくと。船の隻数とかではなくて、獲る量を管理していくという概念が平成9年以降導入されてきたというような背景がございます。

1ページ目に返っていただきたいんですけども、そういった日本の漁業の特徴を踏まえながら、そして先ほど説明しましたような資源の状況、そういったことを背景として、このあり方検討会では、課題として2つ挙げられております。1つは政府の公的管理。先ほど説明しましたように漁業許可制度でありますとか、数量の管理をしていく、獲る量を管理していく漁獲可能量制度（TAC制度）これは政府ないし都道府県が管理するわけですから、公的管理でございます。

その政府の公的管理と漁業者の伝統的な自主的管理を高度化していった、両者の連携を確保していくということが重要であろうということでございます。

先ほど沿岸の地先の話だけをしましたけれども、実際は日本の漁業の場合は沖合に行っても自主的管理、要するに業種別の沖底なら沖底、まき網ならまき網の業種別団体を構成しまして、その業種別団体の中で自主的な管理をしていく、沿岸の管理の、日本の漁業者に定着したものを沖に行ってもその自主的管理をベースにしながらやっていっているというのが現実でございますので、その自主的管理を高度化し、両者の連携を確保していくということが一つの課題としてあるということでございます。

それから、先ほども概観、資源の状況を見ていただきました。資源が低位、あるいは減少傾向にある魚種をより効果的に管理することにより、生産を増大していくということが2つの課題として挙げられたということでございます。

それから、資源管理施策についてでございますけれども、資源評価のさらなる向上に向けて、その資源評価をするためのデータの収集強化を検討して、先ほど幾つかの部会でも話題になりましたけれども、海洋環境と資源変動の関係を解明していくということが肝要であろうということでございます。

それから2点目いたしまして、漁獲可能量制度（TAC）で管理している水産資源につきましては、生物学的漁獲可能量と一致させるということを原則として、そして、そのTACとABCを一致させるということによる、その他の補完するための管理措置とか、漁業者への影響緩和も検討していかなければならないということでございます。

それから、IQ方式の活用のため、実施可能な魚種、漁業種に対しては試験的に同方式を実施していくということが重要。

IQ方式が出ましたので、資料1-2をごらんください。ほとんどの方がご存じだと思うんですけど、IQ方式というのは、我が国で7魚種定めてありますTACを漁船や漁業者ごとに配分して漁獲を管理する方式です。我が国ではTAC法（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）に基づくIQについては、指定漁業等については農林水産大臣が、知事許可漁業については都道府県知事が割当を行うという仕組みになっております。

IQ方式というものにつきましては、メリットがあると言われております。それが、そこに掲げてある①、②、③でございます。一つは、漁船ごとに漁獲枠を配分することにより、資源管理の実効性を確保できる。それから、個別割当のもとで操業コストを抑えつつ、魚価を上げるための努力がなされ、漁業経営の改善が見込まれる。それから3点目として、漁業者自らの計画に基

づく操業が容易となり、無用な競争が回避されると。他方、これは問題点と指摘する意見もあるということが3番目に書いてございます。①として、個別の漁獲枠の消化状況をリアルタイムで監視する必要があるため、行政を含む管理コストが増大すると。それから、限られた漁獲枠で操業するため、沖での小型魚の投棄等の可能性があると言われております。4番目としまして、我が国においては特定魚種を選択的に漁獲できない地域、特に西のほう、南のほう、魚種が更に日本の中でも多様になっていく地域や、それから底曳き等、網漁具の漁法があるということ、それから定置網です。大小様々かつ多数な漁船によって漁業が営まれる中、漁船ごとの漁獲枠配分や漁獲量のリアルタイム把握が極めて困難な漁業種があるということでございます、全ての漁業にI Q方式を導入するということは現実的ではない。このため、I Qの効果が期待できる漁業において試験的に導入し、この結果を踏まえ、段階的にI Q方式の活用を図るという考えでございます。

I Q方式によって多種多様な地域・漁業の課題が全て解決されていくというのではなくて、地域や漁業の実態に合わせた漁業者の自主的管理と公的管理の両方について高度化を図った上で、両者の適切な連携を図っていくことが必要である。これはあり方検討会の中で、I Qについて議論されたところのエッセンスをまとめたものでございます。そういったことで、先ほどの資料1-1の1ページ目に戻っていただきますと、I Q方式の活用のため、実施可能な魚種、漁業者に対して試験的にI Q方式をやってみようということでございます。

それからI T Q方式というのがございます。I T Q方式につきましてはこの資料1の5ページ目をごらんください。5ページ目の3. 一番下のところ、譲渡性個別割当方式というのがございます、これがI T Qと言われるものです。漁業者、漁船ごとの割当量、これがI Qです。このI Qに譲渡性を付与して、当該割当量を他の漁業者に譲渡又は貸付けできるようにしたものであるというのがI T Qでございます。要するにI Qを売買して、貸付ができるようにするシステムでございます。

また1ページ目に戻っていただきたいんですけども、このI T Q方式の我が国への導入については問題も多く、時期尚早であるということでございます。先ほど説明しましたとおり、I Qが定めてある魚種というのは日本の周辺の資源については、ほんの一部でありベニズワイガニ以外についてはございません。ですので、I QになっていないものをI T Qにすることはできない。I Qが先なんですね、そういった観点と、それに仮にI T Qとしたときに、要するに譲渡可能になる、売買ができるようになるわけですので、売買をすることによって特定の者がI Qを買い占めてしまう、魚を獲る量を全部買い占めてしまうということの善し悪しということについて、我

が国の中での方向性というのがまだ定まっていない。そういった観点からまだ問題も多くて、導入は時期尚早であるというような結論となっております。

それから、資源管理指針・計画体制の効果等について漁業者自らが評価・検証をやるべきであるということが取りまとめられております。それにつきましては6ページ目をごらんください。平成23年度までは、ここでも議論されていた、資源回復計画というのがございました。それから、その他にも、先ほど言いましたように漁業者自らが沖合も沿岸も自主的に地域ごとの、魚種ごとの資源管理型漁業の申し合わせ、資源管理の申し合わせというのがございまして、それ以外の自主的資源管理。それから先ほど言いましたような公的管理です。漁業関係法令、漁業法に基づく漁業許可制度であるとか、漁業権であるとか、TAC法に基づくTACでございまして、そういった公的規制がございました。それを取りまとめて、平成23年度から資源管理指針というのを策定して、それに対応して資源管理計画というのを漁業者自ら作っていただく。それを漁業収入安定対策ということで、取り組む人たちを、漁業共済制度を活用することによって支援していくという仕組みがあります。そういったことで現在、大臣管理漁業で14計画、知事管理漁業で1,691計画、取り組まれているということでございます。これが、3年目をもう過ぎて、今年4年目になっているということでございまして、そろそろこの資源管理指針・計画体制の効果を検証する必要があるということが指摘されているわけです。

そういったことで1ページ目、もう一回戻っていただきたいんですけども、そういったことをやったほうが良いということが検討会で取りまとめられたということです。

それから個別魚種については、先ほどもIQ方式の試験実施と関連しますが、1番目にマサバ太平洋系群について、大中型まき網漁業はこれまでの自主的、期間的、月別IQというのをやっております、自主的に取り組んでおりまして、それを一部実証試験として年間のIQにしていって試験に着手すると。それから太平洋クロマグロ、3番目でございますけれども、これにつきましては、2015年以降の未成魚の漁獲上限を4,007トンとして、漁獲をモニタリングしつつ、6ブロックに分けて管理していくということが定められました。この2魚種が太平洋広調委に深く関係する魚種でございます。

今後の資源管理への期待ということでございまして、取りまとめを受けて具体的な措置を早急にやっていきなさいということでございます。そういったような取りまとめが行われました。後ろに、今後の、そのときの検討の素材になったデータでありますとかの一部でございますけれども、7ページ以降に添付してございます。クロマグロについては後ほど漁業調整課から詳しく説明がございます。

17ページ目をごらんください。17ページ目は今年の7月の資源管理のあり方検討会の取りまとめを受けまして、8月に水産庁が具体的にどのような取り組みを今後やっていくかということを表示したものでございます。1番目が先ほど申しました資源管理指針・計画体制の効果等について、漁業者自らが評価・検討をやるということについて、各都道府県を通じまして、沿岸の都道府県知事が定める指針・計画体制につきましても連絡が行って、作業がもう進んでいるかと思えます。2ポツのところ、スケジュールというところがございますように、自己点検のポイントというのを水産庁が示しておりますので、それに基づいて自己点検を開始していただくと。今年、本年度は下調べのような形で漁業者自らといたしましても、難しいことを求めているわけではございませんで、まず計画を立てた漁業者の方々に再認識していただいて、それを来年度、これは予算措置も準備しておりますので、資源管理協議会というのが各県に設けてございます。そこでこの計画の評価・検証をやって、さらなる中身のある、実効のある資源管理指針・計画になるように来年度検討していくというような手はずになっております。

それから今後のマサバ、個別事業として取り上げた魚種ごとの資源管理として、今後のマサバの資源管理についてということで、資料1に、右側を書いてございます。これは8月時点のものでございましたが、現時点では実証試験に入っております。そのことについて説明している紙が資料1-3、縦長のA4でございます。標題は全く一緒でございますけども、「試験的なサバ個別漁獲割当（IQ）の実施について」ということで、北部太平洋海区、大中型まき網で実施する。この操業海区の大中型まき網漁業で実施するということになっておりまして、試験的IQ管理の対象漁船、期間、そこに記載してございますように、収益性向上のための「もうかる漁業」参加船の実証事業に取り組んでいる大中型まき網漁船、同型船、同規模船10隻の半数5隻を対象として比較・検討していくということになっております。もう既に始まっております。今年の10月1日から、来年のサバのTAC管理期間が終了する6月30日までの9カ月間、試験的なIQ管理を実施するというところでございます。

IQ枠の設定につきましては、仮に「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づいてやる場合の基準として定めてある施行規則に書いてある考え方をベースにして、イワシ・サバ専業船、カツオ・マグロ操業併用船のグループごとに数量を計算してIQ枠とするということになっております。

漁業者の創意工夫による魚価向上の努力を促進するという観点から、この計算式に85%掛けしたものをIQとするということで、その算式で求めております。イワシ・サバ専業船についてはIQ7,100トン、カツオ・マグロ操業併用船については6,000トンという枠で、サバ類としての管

理をやっていくということです。このIQ管理に参加した船に対しては、これまで同団体、北部太平洋海区の大中型まき網の中で自主的に取り決められていた時化休漁等の解除をするというようなことで、大臣の試験操業許可という形で、IQ管理期間、IQ枠、数量を明示して試験操業許可でやってもらうという仕組みにしております。

データ収集は何をやるかというのと、試験的IQ管理期間では対象船操業状況にVMSモニターをし、操業をどこでやっているかというのを緻密にモニターして、全ての水揚げについて市場仕切書を収集する。それに加えて、漁業操業、水揚げ、操業経費等に係るデータを収集し、研究機関の助言を得つつ、非対象船、10隻のうちのIQ対象船ではない5隻との間で比較・検証を行う。対象船の漁獲物については、水産庁の漁業監督官の水揚げ検査を定期的を実施するというように管理していくということになっております。

仮にIQ枠を超過した場合の措置として、4番目に書いてございますが、試験操業の停止、試験操業許可の取り消し等の対応をやるということになっております。これが試験的なIQの今後のやり方についてでございます。

それから、資料1の18ページには、今後の太平洋のクロマグロ資源管理についてということで、その時点でやるとなった内容について書いてございます。日本がWCPFCという中西部大西洋を対象とした条約の中で国際取り決めにするということ、それから東部の太平洋、太平洋の東側でマグロ類の管理をしているIATTCというところで、どのようにして取り組むということとかが書いてございます。

日本国内における取り組みというのは、これは7月時点でございますが、後の議題で個別にクロマグロについては詳細な説明がございますので、そちらで国内の取り組みについては説明を聞いていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、お受けしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員

ちょっと1つお尋ねしますが、TACの件で、北部太平洋と中部太平洋と、許可を2つ持った船が操業した場合のTACというのは、どういう割当になっているんですか。

○加藤課長

漁業調整課長の加藤でございます、よろしくお願いいたします。

サバも、マイワシ等も同じですけども、大中型まき網業界では、その海区ごとにTACを貼りつけておりますので、両方の許可を持ってやっている船については中部太平洋でやる場合には中部太平洋のTACの範囲内でやり、北部太平洋に移動して操業する場合には北部太平洋のTACの範囲の中で操業をするということになっております。

○宮川委員

そういった1隻が、北部で1万トンとし、中部で1万トンとすると、2万トン獲れるということで、それで北部だけしか持っていない人は1万トンが獲れないと、こういう意味ですか。

○加藤課長

そういうことです。

○宮川委員

わかりました。

○松岡会長

よろしいですか。他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

高成田委員。

○高成田委員

私の乏しい経験ですけども、ノルウェーでサバ漁を見てきたので、なかなかこのIQ制度というのは効果があると思っておりました。つまり限られた魚種で同じような漁法の中というような限定条件のあるところでは有効な資源管理の方式かと思っておりましたので、こういう取り組みが上手くいくとと思っているところです。今日せっかく漁業者の方おられるので、その率直なところを、どんなふうにお考えなのか、これはえらいこっちゃと思っているのか、いけると思っているのかを教えていただければと思います。

○松岡会長

まき網をやっておられます石田委員、いかがでございましょうか。

○石田委員

北まきでまき網をやっております、石田です。IQ導入なんですけれども、今回、加藤課長がこのIQの希望でとるのに大変苦勞しているなという思いでございました。しっかりIQが、全船がやるということであればそれはそれなりの効果はあると思うんですけども、今現在、北まきは月別TAC、月1,500トンとか2,000トンとか決めて今、獲っています。そういうことの中で

I Qを何で入れるのかなど。いきなりI Qが必要なのかなど。毎月毎月TACでやって、I Qを同時にしているのに、何で1年度のI Qが必要なのかなという思いでございますが、全船がI Qをやるということであれば私も別に反対する必要はございません。ただし業界の中ではまだ大きな反感がございます。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

試験的なI Qについては具体的に、確か野崎委員のところの船が参加されるという話を聞いておるんですけども、野崎委員、残念ながら所用で欠席されておりますので、また次回には途中経過等をお聞きできるんじゃないかと思っておりますので。

高成田委員、よろしゅうございますか。

その他に何か。お願いいたします。

○赤塚委員

千葉県の赤塚でございます。大中型まき網でI Q方式を一部既に始めたということですので、資料にも、あるいは午前中、午後にやった部会の資料にも書いてあることですが、改めて千葉海区の中でも、あり方検討会については非常に注目をしているところで、委員会の中でも議論のあるところですので、書いてあることではありますけど2つほど要望させていただきたいと思えます。

1つは、このI Q方式について、試験取り組みの経過といいますか、水揚げの経過と言いますか、そういうようなこと。それから、それに基づく効果、漁獲高も含め、効果、それからどういう課題が残ったのかというようなことを情報として公開していただきたいということ、それによって客観的にこの方式が評価・検証できるようなことにしてほしいということが1点です。

もう一つは、この試験的な取り組みを含めてですね、I Q方式を導入することについては、資源量に対して過大なTAC量を決めたのでは、そういうようなことにしないように、それが基本であろうという考え方のもとに、この点を資源管理の観点からは十分に配慮しながら進めてほしいということが2点目の要望です。

○松岡会長

ありがとうございます。

これは加藤課長お願いいたします。

○加藤課長

ご意見ありがとうございます。この結果につきましては、しっかりと取りまとめて公表したいと思っております。来年の6月までということなので、来年のこの広域漁業調整委員会でもご報告できると思えますし、成果等につきましては集計でき次第、公表ということにしたいと思えます。

それから資源量に対して過大なTACとにならないようということでございます。当然のことでございまして、今対象としております太平洋のマサバにつきましても、TAC=ABCということでやっておりますし、今後ともそういう方向でやっていきたいと思っております。

以上です。

○松岡会長

石田委員、お願いします。

○石田委員

1-3の資料の4番目に、試験操業をした場合のIQを超過した場合の対応と書いてあるんですけども、ここにIQを超過した漁獲を行った船に対しては試験操業の停止、試験操業許可の取り消し等の対応を行うと、決定的に決めてあるんですけども、水産庁として、これはやるんですか。

○松岡会長

加藤課長、お願いします。

○加藤課長

まずIQ枠を超過しないように、しっかりと業界と連絡調整をしながらやっていきたいというように思っております。

一方で、まさに試験的にやるということでこの数量ということを決めておりますので、もし仮になった場合にはということでこのように整理をしているというところですけども、基本はデータにつきましては、ほぼ毎日ということで集計できておりますので、IQを越えることがないように、しっかりと一緒になって試験的な取り組みを進めたいというように思っております。

○松岡会長

石田委員、お願いします。

○石田委員

これは、IQに手を挙げた船団は、皆さん了解しているんですか。

○加藤課長

はい。了解をしてやっていただいております。

○石田委員

わかりました。

○松岡会長

よろしいでしょうか。

その他ご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今回、かなり突っ込んだ議論が短い期間の間なされております。先ほど色々今後の対応について紹介がございました。私どもの太平洋広域漁業調整委員会に関係します魚種も多ございますので、こうした点も踏まえて、引き続き私どもも十分取り入れて、検討していければと思っております。

それでは、この議題につきましては以上にいたしまして、次の議題に移らせていただきます。議題の2でございます。「広域魚種の資源管理について」ということでございますので、この部会における取り組みにつきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

それでは、私からご説明いたします。

資料の2-1をお手元をお願いいたします。この広調委には太平洋南部会と太平洋北部会の2つの部会が設置されております。この部会の状況につきましては、事務規定におきましてそれぞれの調査審議の状況というものを本委員会に報告するとなっておりますので、本日の午前中、それとこの本委員会の前に開催されました北部会の状況について簡単にご説明いたします。

まず、太平洋南部会、北部会ともに、昨年11月には海区の構成員の方々が就任されて、本年の3月には農林水産大臣選任委員の方が就任されたということで、全ての委員の方がそろわれた初めての部会となりましたので、両部会では部会長と部会長職務代理者の互選が行われております。その結果、両部会とも松岡委員が部会長に、山川委員が部会長職務代理者として互選されていることを、まずご報告申し上げます。

そして、それぞれの部会での具体的な魚種についてですけれども、この資料の2-1の、番号で言いますと、2、4、5、6。2番のカレイ類、4番のキンメ、5番の小底の対象種、6番のイカナゴ、これがそれぞれ、カレイは北部会、他4、5、6は南部会に取り扱いが委ねられております。3番につきましてはこの本委員会の対象となっておりますので、後ほどの議論がなされるわけでありましてけれども、このそれぞれの魚種についての議論がありました。

そして、本日の午前中に行われました南部会では、キンメと小底の対象種、具体的にはトラフグ、シャコ、マアナゴでありますし、イカナゴについて資源の状況や資源管理の取り組みについて報告がなされました。そして、伊勢湾・三河湾のイカナゴにつきましては、当歳魚の漁期終了時の残存資源尾数を保護する観点から、委員会指示を昨年引き続き発出する必要があるだろうということになりまして、これにつきましては後ほどこの本委員会で発出の是非についてお諮りしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、この本委員会に先立って開催されました太平洋北部会では、太平洋北部沖合性カレイ類の資源状況と資源管理の取り組みについて報告されるとともに、今現在、東日本大震災の後に福島県以南の海域で宮城県の底びきの方々が操業できないという状況に鑑みて、現在は保護区3というところが開放されております。その保護区3の操業状況について、平成25年漁期には操業実績がなかったということが報告されております。

また、この表にはありませんけれども、マダラの陸奥湾産卵群につきましても、産卵状況ですとか、資源管理の取り組みについての情報共有が行われております。また、先ほど冒頭にも一部の黒萩から話がありましたが、海洋環境と資源状況の関係についての情報共有も行われております。また、福島県の沖につきましても放射能の影響で操業がなかなかままならないという状況が続いておりますので、その辺の資源状況ですとか、研究体制についての情報共有も行われました。また、その際には沿岸漁業者からすると、この放射能問題を含めて漁業者にわかるようなデータの提供をきちんと周知できるような機会を設けるべきではないかと、このようなご意見もあったところでございます。

部会の報告については以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ちょっと補足いたしますと、先ほどの説明の中で福島放射能の問題については先ほど開かれました北部会で委員の皆様方も大変関心の深い問題ということで質問がございました。改めてこの場で、事務局からその辺の現状をちょっとご説明いただければありがたいんですけども、いかがでございましょうか。

藤田室長、お願いできますでしょうか。

○藤田室長

沿岸・遊漁室長の藤田です。若干簡単になりますけれども、ご紹介をさせていただきます。

まず福島沖における放射性物質に係る調査の状況でございますけれども、モニタリングという

ことで、県と東電で行われております。県は大体毎週、150検体から200検体ぐらいの調査をいたしまして、福島第一原発の20キロ圏内につきましては東電で調査をしているという状況でございます。例の港湾内、港湾内を除けばこれらの調査におきましては、非常に100ベクレルという基準値を超える高い値が出る率はどんどんどんどん下がってきているという状況になってございます。現在、そういったことで福島県におかれましては、出荷制限対象魚種以外のものの中で、そういう調査の中で、安全性というものが確認されたものということで、魚種と海域を絞りまして、試験操業という形で漁獲物を出荷するという試みをされてございます。これがだんだんだんだん今、拡充をしてくまして、底びき網ですとか、刺し網ですとか、船びき網、タコかごといった8つの漁業種類におきまして、先日の組合長会でちょっと増えましたので、56種を対象に試験操業を行うようになってございます。

ただ、まだ依然としまして、沿岸性のカレイ類とか、あとマダラですとかといったものはなかなか対象種に含めることができないということで、そういった意味での制約はあるという状況でございます。

あと風評被害との関連で、太平洋の漁業者の皆様方に関連するものとしたしましては、福島第一原発の廃炉作業、これにつきましてはあと30年、40年かかると言われておりますけれども、非常に海に流れ出る水の対策ということで、色々問題があります。その中で、地下水バイパスということで、山側からずっと流れてきて、そのまま海に流すということで、できるだけ福島第一原発の事故が起きたサイトの中に、水が触れないようにして、汚染水が増えないような対応をとろうということで、地下水バイパスにつきまして、今年から皆様方のご了解を得て、実施して稼働しているというのが現状でございます。さらに地下水ドレンとかサブドレンということで、別の地下水バイパスで対象にしたような水と近いような水をうまくくみ上げまして、それで浄化をして海に出せないかということについて、現在テストをし、そのテスト結果を漁業者に関係のところにご説明をするという日程の調整をしているという状況になってございます。福島県におきましては、10日にいわき市で、11日に相馬市で組合員の方にご説明をすると。あと北海道から千葉の漁連の方につきましては、現在、そういった状況を説明する日程調整をさせていただいているという状況でございます。

すみません、簡単ですが、以上でございます。

○松岡会長

北海道にも色々説明の日程調整をやっておられるという話がございますけど、今のご説明で何か質問等はございますか。よろしいですか。

○川崎委員

今、ずっと外側も含めて、地下水をしっかりと止めまして、止めて浄化したものを海へ流すと、こないだの説明はそうだったんです。そうすると今までは、その水は、僕は「まっすぐ海へ流していたんでしょう」と言っているんですよ。そういうことなんでしょう、今まで。我々は止まっていたものだと思っていた。あたかも新しい方法で、今までのものでないようなやり方でもってやるんだと思ったら、今までのものは海へ流れていたけれども、今度は海へ流さないようにして止めておいて、それを浄化して、検査をして流すということ、そういうことなんでしょう。

○藤田室長

その水の問題は非常に何か、色々な種類の汚れ方の水がありまして、難しいんですけども、まず、事故を起こした建屋そのものに近づけない対策ということで、凍土壁という形で、その地下の水分を凍らせる形で壁をつくらうというのがありまして、現在その話を申し上げているのは、今おっしゃったように、例えば雨とかで、あそこのサイトに落ちた水分がだんだんだんだん、当然、事故の影響で若干は放射性物質を含むところに触れるものですから、そういったものがしみ出しているものがございます。それを海側に、現在、遮水壁ということで、鋼管の板を、水が通らない2番目ぐらいの層まで矢板を打ち込みまして、それで、そこで止めようという形を考えておるんですが、当然その上流部といいますか、雨が降ったり、上流部から水は少しずつ流れてきますので、そうすると放っておくと、あふれてしまう可能性があるということで、それについてはどういう形で処理するかということで、今その状況なり、浄化する設備の試験運転みたいなものをしていきますので、そういう結果について、まずご理解をいただくということで説明をしようという段取りになっているという状況でございます。

○川崎委員

僕はこの間、北海道へ来てわざわざ東電が説明をしていただいたんですけども、今言うような話と同じなんです。「そうすると、今までは垂れ流していたんですか」と僕は聞くんですよ。答えないんですよ、それには。だけれども、今度はそうすると言うんですよ。そこを僕は聞きたいんですよ。あそこはやっぱり再開発するというか、もとへ戻すのであれば、我々漁業者としても協力していきたい。1年でも早くあそこの魚を獲れるようにしたいという思いは一緒なんです。けれども、何か言うてくるのが、この件だって、全漁連で北海道が質問して、北海道の魚だって色々な風評被害でとまっているじゃないかと、何で我々にきちんと相談をし、説明をしてくれないんだって言うてから始まったんですよ、これは。それで、来てから聞いたら、基本的には今までは垂れ流していたと。だけれども、今度は今言う30メートルからなる矢板を打ち込んで、

地下水も漏れないようにして、そこへ溜まったやつも今度は浄化して流すという説明なんですよ。今度きっと、恐らく来るのは、その浄化したやつがきちんと浄化しているのかどうか、その働きができていないのかどうかということを説明に来るんじゃないかなと思っているんですけども。ですから、いいんですよ、色々最高の方法でやってくれるというのは、ありがたいんですけど、風評被害というのはそこから始まるわけですから、僕は的確に、その時その時で正確な情報を知りたいということだけなんですよ。お願いします。

○松岡会長

今の要望はよろしいでしょうか。

その他何かこの議題に関しまして、ご意見のある方、ご質問のある方、お願いしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、その次の議題、議題の（２）の２に移らせていただきたいと思えます。「マサバ太平洋系群の広域資源管理について」ということで、水産総合研究センター中央水産研究所資源管理研究センターの西村センター長から資源の状況についてご説明をお願いしたいと思えます。

○西村センター長

中央水産研究所の西村でございます。座ってご説明をさせていただきます。

お手元の資料の中から資料の２－２－①、資源評価報告書のダイジェスト版というものが配布されておりますので、これに基づいて説明をさせていただきます。この資源評価につきましては、関係する県、それから漁業現場からの情報をいただきながら、水研センターで資源評価を進めさせていただきます。

生物学的特性からダイジェスト版には書き込まれておりますけれども、これにつきましては皆さんご承知のところと思えますので省略させていただきます。

ただ、ちょっと重要な点として、成熟開始というところがありますけれども、見ていただきますと、１歳で０％、２歳で５０％、３歳で１００％となっております。資源評価上は２歳で約半分が成熟します。それで、３歳になると全てが成熟して、親魚となるということで取り扱って、資源評価、解析を進めているところでございます。

このところについては本系群、親魚量と資源量という話で、後で少し触れていきたいと思えますので、記憶にとどめておいていただければと思えます。

漁業の特徴でございますけれども、これにつきましても前年度と変わるところはございません。大中型まき網が最も多くて、常磐、三陸北部海域で０歳魚から２歳魚を主対象として周年操業しているということで、その他にも中区、南区においてもそれぞれ漁場が形成されて、漁業が行わ

れているというところでございます。

漁獲の動向ですけれども、次のページをめくっていただいたところに、棒グラフで漁獲量の推移が書かれております。これを見ていただきますと、1970年代、80年代、非常に多かった漁獲量が、90年代に向けて減少していった、2000年代の初めごろ、非常に低い漁獲量となっております。

ただ、それが棒グラフでは、2004年から2008年というところで小さい山が出てまいりまして、その後、若干少なくなっていますけれども、また近年増えてきております。そういう漁獲量の推移を示しております。

このグラフの中で、赤い折れ線グラフで示しているのは、漁獲の努力量の推移でございます。近年2005年以降、どちらかという右肩下がりになっている推移が見てとれます。最近年はまた少し上がってきているようです。黒色の折れ線グラフで、一番上に見えているのがC P U Eで、C P U E自体は近年、2000年、2001年ころに比べれば、高いところで推移しているというような状況が続いております。

資源評価につきましては、コホート解析というやり方をやっております。そして、幾つかの指標値、例えば漁獲努力量だとか、親魚のC P U E、それから子どもの加入を指標するような情報、そういったものを使って、できるだけ現実に合ったような形にチューニングをしながら、コホート解析を行うというやり方で資源状況を把握しております。

その結果が資源状態という、中段の黄色いグラフ2枚に書かれております。左側の黄色いグラフが資源量の推移を示しております。1975年、80年の頃、先ほどの漁獲量に示されていたのと同じような感じで、高い漁獲を維持しているだけの高い資源量があった時代、それから、90年代に向かって、資源量、この黒い折れ線グラフがどんどん右肩下がりに下がっております。そして、2000年、2001年の頃に底を打った状態になって、その後、2004年に若干加入がよかった年級が入り込んで、それ以降、漁獲割合の減少も伴いながら、資源量としては近年増加の傾向が見えているというところでございます。

そして、その右側に親魚量という形で折れ線グラフが示されております。左側の資源量と同じような形に見えているんですけれども、冒頭申し上げましたように、この魚、2歳で50%、3歳で100%という形で成熟してまいりますので、そこの親魚の割合がどういうふうに変化しているかというところで、折れ線グラフを書いているところです。2000年以降を見ますと、資源量も同じような感じで右肩上がりになってきてはいるんですけれども、この親魚量で45万トンというところに点線を引いてあります。実はこの点線が、この資源を管理するために、一つのポイ

ントとなっている部分でありまして、この下の緑色の図を見ていただきますと、横軸の親魚量というのがあって左側に50とあります。これは50万トンになりますけれども、この50万トンのちょっと左側、45万トンを下回ると、加入尾数としてプロットしている白い丸が非常に大きく暴れて、全体的に加入の量も少なくなっていくという現象が把握されておりますので、親の量、親魚量としては45万トン以上を維持しましょうというのが、このマサバ太平洋系群の管理の一つの目安になっております。この45万トンを下回るようであれば、低位水準として、回復措置を必要とする。45万トンを上回っているようであれば、中位水準となって、その資源を維持するような形で管理する、そういった形で資源を管理する、評価するといったところの作業が進められております。

昨年度、45万トンを一時的に超えていたんですけども、今年度、45万トンを若干下回って、41万3,000トンという親魚量となりました。このため、水準判断からすれば、低位になるということで、親魚量を45万トンに戻すということを一つの管理基準として、ABCを計算していくということになったわけでございます。

めくっていただきますと、この資源に対するABCとして、6つのシナリオが上から示されております。二重線がありますけれども、二重線の下は、ABCとしては取り扱っていない、算定漁獲量という扱いになります。算定漁獲量というのは、現在の親魚量を維持しましょうというシナリオですので、どちらかという、回復措置というものとは別になりますので、これはABCとして現在取り扱ってはおりません。二重線の上側につきましては、大体が今申し上げました、Fmedと書いてある二重線の下より小さいF値で示されておまして、ここにあるものについては、回復措置を目指すシナリオとして、ABCとして取り扱いますということになります。基本的には現在の漁獲圧を維持するシナリオ、それから親魚量を安定的に増大するシナリオ、それから資源量を増大させるシナリオという3つのシナリオに対して、それぞれ予防的な措置、それぞれのFに対して、0.8掛けをするという予防的な措置をつけたシナリオ、合わせて6つをABCとして提示させていただいております。

資源評価のまとめになりますけれども、資源水準としては低位ですけれども、資源の動向としては現在増加の傾向にあります。2013年の資源量が136万トンで、親魚量が41万3,000トンということで、このABCに従った形で将来どういうふうに動いていくかというところが最後のページに示されておりますけれども、上の図の左側が資源量の推移、今、お示した幾つかのシナリオにおいて、どういうふうな資源量の推移が想定されるかというところをお示ししております。右側には漁獲量を示しております。いずれのシナリオについても、現状よりは資源量としては増え

ていくような形になっております。特に今回の評価の中で、2013年生まれの子どもたちというのが比較的多く加入してきていることが見えてきております。したがって、この2013年級群が親魚として、この先、2015年には加入してくるということになりますので、全量加入するのが2016年になりますが、そういった状況の中では、親魚量もこの後、回復していくということが想定されるわけでありまして、ただ、現在の段階では、まだ若齢の部分もありますので、そういったところを大事にしながら資源を維持していく、持続的に利用していくということが肝要かと思っております。

ここには書かれておりませんが、資源評価詳細版にはこのような幼魚に対する保護というところとあわせて、実はこの資源、産卵を経験したような大人の、いわゆる経験値の高いようなメスの親魚に由来する卵というのも、その後の生き残りが良いという研究結果も今、出てきつつあって、そういったことを考えますと、ある程度、色々な多様な年級を残しながら、管理していくというのが、一つ目指すべきところなのかもしれないというのは、我々としては考えているところです。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

引き続きまして、資源管理の取り組み状況を事務局からご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、資料2-2-②をご用意ください。

このマサバ太平洋系群の資源管理の取り組みに参加する漁業種類としますと、この2番に関係漁業種類、(1)、(2)に書いてあります。1つは、大臣管理漁業であります大中型まき網漁業と、(2)の知事管理漁業、関係県の漁業が書いてございます。一番漁獲の主体を占めます大中型まき網漁業につきましては、先ほどIQの試験実施の話がもう既にありましたけれども、ここでは従来からの取り組みを中心に説明したいと思っております。そして今、資源状況につきましては、西村センター長からお話がありましたとおり、今、増加傾向にありますので、基本的な考え方としますと、ここで気を緩めることなく、現在の資源増加傾向をより確かなものとするために取り組むことが重要であろうと、このように考えております。

そして、取り組みとしましては、3番の資源管理の方向性の2行目ぐらいから書いてありますが、先ほどのセンター長のお話とも共通しますが、親魚量を45万トン以上水準とすることを目標

として、休漁等の取り組みにより、複数回の卓越年級群の発生を利用して、段階的に資源回復を図るというように考えております。

そして、具体的には太平洋北部水域の大中型まき網漁業による漁獲努力量の削減は休漁等により実施することとしております。

そして、次のページをめくっていただきますと、取り組みの現状としますと、大中型まき網につきましては、毎月4日以上休漁を実施しております。この他に(2)であります、マサバ太平洋系群管理方策を定めて、臨時休漁にも取り組んでいるということで、これまでの経年の実績が以下の表でございます。

そして1ページめくっていただきますと、こちらは各県の知事管理漁業の取り組みでございます。左側には、たもすくい、サバ釣り、棒受等々、沿岸の漁業の他に、中型まき網の記載もございます。これらにつきましては、各地区の実態に合わせて、様々な細かな取り組みがされているという状況でございます。

このような漁業者の取り組みをサポートする体制としましては、国、都県研究機関による行政研究担当の会議を通じまして、漁業者と行政研究機関、これらが一体となって資源管理を進めていく、このような体制をこれからも維持していきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの資源の状況、それから管理の状況についての説明について、何かご質問等がありましたら、お受けしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

サバ資源につきましては、資源状況が増加傾向にあるといいながらも低位水準ということで、先ほども説明がありましたけれども、気を緩めることなく、その資源をずっと大事にしていかなければいけないというご説明があったかと思えます。よろしゅうございますでしょうか、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次の議題は議題3でございまして、「広域漁業調整委員会指示について」ということでございます。

まず議題3、2つ委員会指示がございますので、最初に太平洋クロマグロに関しまして、現在の資源状況、それから今後の資源管理の方向性について、まず水産庁資源管理部の漁業調整課、藤田室長からご説明をまずお願いしたいと思います。

○藤田室長

それでは資料3-1-①をごらんください。

太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、ご説明を申し上げます。

まず1枚めくっていただきまして、現在、進められている、国際的に進めている保存管理措置の内容について、ご説明いたします。このWCPFC北小委員会、9月1日から4日に福岡で開催されました。それで、来週の本会議におきまして、正式にといいますか、効力のあるものとして採択される予定のものでございます。中身は3つの骨格によってなっております。1つ目の丸にありますように、現在かなり歴史的な最低水準付近にある親の資源量を2015年からの10年間で歴史的な中間値である4.3万トンまで回復させるということを当面の目標としましょうということでございます。

これに伴いまして、2つ目の丸でございますように、30キログラム未満の未成魚の漁獲量を、2002年から2004年の平均水準から半減をさせるということでございます。WCPFC全体では9,450トンから4,725トン、我が国ではその結果、8,015トンが4,007トンに削減するということになります。

さらに、3つ目の丸ですが、30キログラム以上の大型魚の漁獲量につきましても、2002年から2004年の平均水準から増加させないような措置をとりましょうということ合意をされておきまして、我が国は4,882トンの中におさまるように努力をしていくということになります。

日本としての資源管理の指標については、2ページ目をごらんください。この30キログラム未満の未成魚は、4,007トンということでございますので、漁業種類別に漁獲上限を定めましょうということで、大中型まき網漁業については、2,000トン、その他の沿岸漁業等では2,007トンということで、大中型まき網漁業につきましても、操業海域ごとに管理をしていくと。その他の沿岸漁業につきましても、次のページにあるんですけども、ブロックごとに上限を設けて管理をしましょうと。現在、この④から⑥まで書いてある数字につきましてもは精査中でございますので、また、固まりましたら、関係の県、業界にお知らせをするということになるかと思っております。

めくっていただきますと、ブロックの区分がございます。このブロックの区分は、基本的には広域漁業調整委員会のブロック区分を採用しておりますけれども、色々各県、業界にご説明をさせていただきながら、石川県からは、日本海北部がうまく管理できるではないかというご意見がありまして、石川県のみ、日本海北部に入っているという状況になってございます。

管理年の考え方が4ページでございます。管理そのものにつきましてもは、当然、来年の1月1日からということになりますけれども、その沿岸漁業の管理の漁期年、管理の単位といいますが、時期といいますが、それを色々お聞きしたところ、大体7月1日を基準に1年間という形にして

もらうほうが管理がしやすいのではないかとということでございましたので、そういう形にしようということでございます。

ただ、日本海北部につきましては、4月1日からがいいということでしたので、そういうそれぞれのブロックごとの管理の時期というものを決めまして、1年単位で管理をするということでございますが、当然、この措置が来年の1月1日からということになりますので、この部分につきましては、最初の取り組みの時期につきましては、おおむね1.5年で管理をしようということでございます。ですから、まずこの場合の漁獲上限はということで、例えば日本海北部を除く他のブロックにつきましては、27年1月1日から6月末日までの漁獲上限と、その後の漁期年の1年分の漁獲上限の和を最初の管理の数字にしようということにしております。

そのそれぞれの数字が次のページ、5ページ目に記してございます。ここで示しておりますように、例えば日本海北部でございますと、上から4つ目の丸になるんですが、4月1日からということでございますので、平成27年は28年の3月末日までという形になりますので、410トンなんですけれども、それが452トンになるというような形で、管理をしていこうということでございました。この数値につきましては、ただ、国際機関との関連では当然、歴年での管理という形になりますので、当然、モニタリング体制の整備と同時に毎月の数字が把握できることとなりますので、歴年の数字をWC P F Cに報告をするというふうな手はずになってございます。

次に管理の仕方の話ですが、6ページをごらんください。警報や操業自粛要請ということで、それぞれのブロックの上限が、水産庁で把握させていただきますけれども、まず7割に達した段階では注意報を発し、8割の段階では警報を発し、9割では特別警報ということで、皆様にお知らせすると同時に、広くお知らせをするということになろうかと思っております。そういう中で最後、9割5分に達する前の段階では、操業自粛要請をお願いすることになろうかと思っておりますので、そういうことで、皆様で協力をしていただいて、このなかなか難しい資源でございますけれども、管理にご協力をいただきたいということでございます。

最後に支援策の話簡単に触れたいと思います。7ページでございます。これまでに資源管理・収入安定対策ということで、皆様方にも色々取り組んでいただいているところでございますけれども、このクロマグロについて、特に新しいといえますか、強い資源管理措置を導入していただくことが必要になりますので、そういったものについて、強度資源管理タイプということで、少し通常のやつよりも優遇できるような形でこの補助をできないかということで、現在、財政局と折衝をしているという状況でございますので、沿岸の漁業者の方におかれましても、うまくこういったものを活用して、資源管理にご協力いただければということでございます。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたら、お受けいたしますけれども、いかがでございましょう。

赤塚委員、お願いいたします。

○赤塚委員

今の資料3-1-①なんです、その2ページに、沿岸6ブロックに分けた、それぞれのブロックごとの漁獲量が示されていますけれども、ここの説明で、これは決まったという、検討中みたいなご説明のように伺ったのですが、もう来年の1月から始めるということ、検討中といえますか、実は10月24日にある新聞に、この限度量といえますか、各ブロックの限度量について、もう一回水産庁は各都道府県に再調査をしているというような、漁獲量をもとにこの上限量を決めているので、その各都道府県から報告のあった漁獲量について、再度調査をしているというような記事が出ましたが、それとの関係について、ちょっと説明をしていただければと思います。

○松岡会長

藤田室長、お願いします。

○藤田室長

一番わかりやすいのは、各県からご報告いただいている、例えば数字というのが、30キログラム未満のものと30キログラム以上のものと両方の数字が当然、いただいているわけですが、それぞれの水揚げ港なり、県なり、研究機関で把握している数字というのは、必ずしも30キログラム未満のところ、30キロのところできれいに線引きをして、把握できているわけではないので、そういった意味で、数字の正確性という意味では、随分ちょっと精査をしないといけない部分がありました。そういった意味で、11月に入りまして、正式に公文書でもって、関係の県によくその数字を確認してほしいということで、お願いをしております。現在、そういった回答が来ておりますので、それを再度積み上げまして、できるだけ実態に近い数字を積み上げて、それをもとにこのブロックごとの数字を再度お示したいと考えているところでございます。

○松岡会長

赤塚委員。

○赤塚委員

そうすると、ここに示された数字が動く可能性があるということなんですか。

○松岡会長

藤田室長。

○藤田室長

動く可能性があるということでございます。ただ、全体の数字といたしますか、分母も変わってくる可能性がありますので、そういった意味では、劇的に変わるのかどうかというのは、まだちょっとわかりませんが、今、そういう段階でございます。

○松岡会長

よろしいでしょうか。

その他何かご質問ございますでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。この広域漁業調整委員会指示の具体的な内容につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、資料3-1-②をお手元にお願いいたします。こちらは沿岸クロマグロ漁業の承認制の委員会指示についての説明の紙でございます。

まず1番と2番、導入前の経緯と導入後の情勢の変化、これは今の藤田室長からの話とも重複しますので、若干かいつまんでご紹介しますと、まず導入前の経緯の経過の（2）、ちょうど去年のこの秋の広調委でありましたけれども、その際は漁獲努力量、隻数を制限するという観点から、届出制から承認制へ移行しました。そして、承認制自体は本年の4月から発効しております。そして、その後の状況の変化といたしますのは、今、話があったとおりでございます、（2）のとおり、沿岸漁業につきましても、上限を設けて、未成魚の漁獲量管理に取り組むことと方針転換をしたわけでありまして、それに際しましては、全国レベルで関係者、都道府県、漁業者の協力を仰いで、漁獲モニタリングを開始するという状況でございます。

そういう状況を踏まえまして、3番でありますけれども、この承認制の委員会指示につきましては、着実に資源を回復させるために、厳格な漁獲量管理が求められている状況であるということと、今現在、2万4,000隻の沿岸漁業の承認制がありますけれども、漁獲モニタリングを着実に実施するためには、承認制による管理体制の堅持、これは実操業者の把握もできますし、隻数の上限も管理されているということと、あと適時的確な漁獲成績の報告が重要であろうということと考えております。

また、ISC、これは科学委員会の略でありますけれども、科学委員会による評価というのは、次は平成28年に予定されておりますので、それまでの間、どういうふうにするかという統一的な

考え方が必要だろうと考えております。

そういう現状の整理を踏まえまして、4のこの対応方針としますと、現行の承認制は踏襲しつつ、他方で始まります、漁獲モニタリングの実施体制と整合するように指示内容を見直しすることといたしました。

このモニタリング実施につきましては、実際のところは漁協とか、漁業に近い現場の方々をお願いすることが多々ございます。それら関係者の事務負担が急増することとなりますから、承認制に伴う事務負担というのを極力軽減する必要があると考えております。

そのような方針のもとで、5番、この委員会指示の第19号の概要であります、3つほど書いてございます。

1つは、承認申請の手続の簡略化ということと、漁獲実績報告書の取りまとめについてということと、有効期間を例年は毎年1年更新をしておりましたが、これを2年間まとめて出したいというご提案でございます。

そして、まず承認申請の手続の簡略化につきましては、1ページめくっていただきますと、これがちょっと細かな資料で恐縮ですが、この委員会指示の指示案の内容でございます。下が現行で、上が指示案でございますけれども、まず2番のところでは操業の禁止というものを設けております。まず冒頭の1行目、2行目のところで、27年1月1日から28年12月31日までの間に、太平洋において、沿岸クロマグロ漁業を営んではならないとした上で、「ただし」ということで、これは一番最後の2行に続いていくんですけれども、現在、承認を受けている方については、当該漁業を営むことができるということで、今の現状の人については操業ができるようにしております。しかしながら、次の3番には、そういう営むことができることとした上でも、承認の申請については、この委員会の承認を受けなければならないとしております。その上で、(2)にありますとおり、委員会は現承認者につきましては、前号の承認を受けた者とみなすことができるとしまして、ちょっとまどろっこしい、ぐるっと回った言い方になりますけれども、新規の承認を行わないで、既存の承認者につきましては、みなし規定で引き続き承認をして、再度の申請を要せずに承認書の交付をしたいと、このように考えておまして、現場、申請書の取りまとめ等でご苦労されていた漁協さんとかには、特に今回は事務作業が発生しないと、このように考えております。

続きまして、漁獲モニタリングの実施につきましては、資料、新旧の5ページをごらんいただきたいと思っております。この5ページの上の4に、漁獲実績報告書でございます。これは旧来では、承認期間の終了後に、漁獲実績報告書を提出するように、これは下段にありますように、年が明

けた1月31日までに事務局に提出しなさいとしておりましたけれども、ここの期限ですとか、提出先の規定を廃しております。これは来年度から頻度の高い漁獲モニタリングを実施する必要があるということで、具体的な漁獲実績の報告の提出方法ですとか、提出頻度というものが、これから色々変わる可能性もございます。その場合の情勢によって、機動的に対応できるというようにすべきだろうということから、この期間を定めた提出方法というのは廃しております。

そのかわり、6ページ目をお開きいただきたいんですけども、6ページの上の8に「その他」という項目を新しく新設しております。これはこの漁獲モニタリングの提出方法、漁獲実績報告書の提出方法ですとか、提出頻度について、機動的に対応できるように委員会が別に定めることとして、対応してまいりたいと、このように考えております。

そして、その1つ前の7番、指示の有効期間につきましては、先ほど科学委員会の評価とのスケジュールの関係もご紹介しましたが、これまでは毎年1回更新をしておったものを、今回の委員会指示は、平成27年1月1日から平成29年1月31日までの間としたいと思っております。

他の色々な、傍線もついておりますけれども、こちらにつきましては細かな字句等の修正でございます。本年の委員会指示案についての説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの委員会指示の具体的な内容についてのご説明について、何かご質問等がございましたら、お受けいたしますけれども、いかがでございましょうか。

特にございませんか。

それでは、先ほどご説明がありましたけれども、6ブロックの漁獲の上限、まだ調整中というような話もございましたけれども、それも含めまして、ただいまご説明のありました太平洋広域漁業調整委員会指示第19号を原案どおり発動することとして、決定してよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後の事務手続におきましては、部分的な修正、文言の修正等がありました場合、そして先ほど説明にありましたけれども、漁獲実績報告の具体的な取り決めや運用方法を定める場合、この2点において、私、会長にご一任いただければと思いますけれども、この点も含めて、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局では、委員会指示の事務手続を進めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の委員会指示でございます。伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する委員会指示につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（城崎）

それでは、資料の3-2をお手元にお願いいたします。イカナゴの委員会指示でございます。

先ほど部会での取り組みで紹介したイカナゴの資源管理の話とまさしく直結する話であります。イカナゴにつきましては、漁獲努力量の削減措置の実効性を確保するために、資源状況ですとか、操業状況に機動的に対応できるよう、操業終了日を設定できるなどとする委員会指示を毎年発出してきております。これは具体的には、イカナゴの場合は、翌年の十分な操業を実施、実現するためには、前の年の親魚、残存資源尾数を20億尾は最低でも残す必要がある。このような研究結果が出てきておまして、委員会指示の内容としますと、委員会の会長がイカナゴの残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる場合には、それを定めまして、その日から遅延なく、11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とする操業を禁止することを関係漁業者に周知をしまして、関係漁業者は、この期間はイカナゴを目的とした採捕は行わないと、このような内容でございます。

そして、委員会指示の内容につきましては、別紙に書いておりますが、内容につきましては、これまで初回からずっと一緒の内容でございまして、変更点は、本日の日付と、一番最後の指示の有効期間の変更でございます。こちらは毎年1回更新をしておりますので、本年12月31日で現行の委員会指示が、有効期間が切れますので、改めて平成27年1月1日から27年12月31日までの委員会指示を出したいと、このような提案でございます。

以上の内容につきましては、午前中に開催されました、太平洋南部会です承をされているところでございます。本委員会におきまして、この委員会指示の発出について、ご審議をいただきたく、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたら、お受けいたしたいと思います。

修正は、指示の有効期間の変更というご説明がございました。特にございませんか。

それでは、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第20号を原案どおり発動することとして、決定してよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後の事務手続上におきまして、部分的な修正、文言の修正等がありました場合、会長一任とさせていただきますと思いますが、この点につきましてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局は委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

次の議題に移らせていただきます。議題4でございます。TAC魚種に次いで漁獲量が多い広域魚種の取り扱いについてということでございます。本件は、本委員会における継続的な検討課題ということで、これまでもご議論いただきましたけれども、事務局からご説明をこの点、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

それでは資料の4、横置きの1枚紙です。こちらをご用意ください。

TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた経緯につきまして、これまで広域漁業調整委員会、また、水産政策審議会の中で検討してまいりました。この間、特にカタクチイワシとブリにつきましては、関係都道府県を中心に意見を募ったところでありまして、これまで賛成する意見でありますとか、逆に慎重に対処すべきであると、様々なご意見が寄せられているところがございます。これらを踏まえて、前回、3月の広調委では、各魚種の資源管理の考え方ですとか、取り組み課題、こういうものを整理してきた経緯でございます。

その後、本年3月には、本日の会議の冒頭にもお話をしたような、水産庁には有識者による資源管理のあり方検討会が設置をされまして、7月の取りまとめでは、実際にこのあり方検討会でこの件についての時間をとった、細かな議論がなされているわけではありませんけれども、本日部会でお配りした取りまとめの全文の中には幾つかの記述がございます。

かいつまんで申し上げますと、今後とも広調委を中心に議論を継続するということと、その際の議論は、TAC導入の是非にとどまらず、漁業の実態を踏まえながら、当該資源を適切に管理するための枠組みや手法を考えることによって、管理効果の実質的な改善を期すべきであると、このように言われております。また、特に将来的に資源状況が悪化した場合に、有効な手立てを迅速に講じることができるような体制の構築が望まれる。このような提言がなされているわけがあります。この提言を踏まえまして、従来から議論になっております5魚種につきまして整理したものが、この資料4でございます。

この資料の4の見方としますと、まず上に①漁獲量、②資源状況、③外国漁船による漁獲、④科学的知見、⑤高度回遊性等と書いてございます。これは下の欄外に書いてありますが、いわゆるTACを指定する際の制度上の条件でございまして、①、②、③、このいずれかに該当するも

のであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見が蓄積されているものと、このように整理をされております。

それに照らしますと、この青で色分けした部分というのは該当するというので、制度上はこの5魚種については、条件を満たしていると、このような状況になるわけでございます。

他方で、実際にTAC対象種にした場合に、あり方検討会が提言するように、管理効果の実質的な改善が図られることになるのかということについて、現在の7魚種、先行しておりますけれども、これと比較した場合の管理の実効性確保、そういった観点から、TAC運用上の課題を整理したものがこの資料4でございまして。

順番に幾つかご紹介いたしますと、カタクチイワシにつきましては、これは右側に課題を整理しておりますが、カタクチイワシにつきましては、幾つか書いてありますが、カタクチイワシとシラスを分離した漁獲管理に技術的な問題があるのではないかという話ですとか、ホッケにつきましては、漁獲のほとんどを占める道北系群について、現在実施している取り組みの効果を見極め、その効果を検証する必要があるということ、また、2つ目の丸に書いてありますが、ABCの算定はしておりますが、これが右側に、資源量算定のところに棒が引っ張ってありますけれども、これはいわゆる資源量に基づかないで、ABCが算定されていると、そういう状況でございまして、そのような研究の科学的知見の現状になるということでございます。

そしてブリにつきましては、右側に書いてありますのは、漁獲の約4割を定置網が占めている漁業実態にあるわけでありまして、定置網という魚種選択性が低いものが大層を占める資源について、漁獲管理の実効性に技術的な課題があるのではないかと、このように整理をしております。

ウルメイワシにつきましては、これも一部ホッケの部分と重複をしますけれども、太平洋系群では、資源量に基づかずにABCを算定している実態がございまして。

マダラにつきましても、北海道系群と日本海系群では、資源量に基づかずにABCを算定している。このような実態があるわけでございまして。

これらの課題はありますけれども、これらの課題を踏まえつつ、また、漁業者の方々の了解を得ながら、TAC対象とする方向で、課題解決をしていきたいと考えております。

なお、この中にはブリですとか、ウルメイワシ、マダラですとか、資源状態が良好で、直ちに積極的な資源管理措置を講じる必要のないものも含まれておりますけれども、将来的に資源状態が悪化した場合に、有効な手立てを迅速に講じることができるよう、そのようなあり方検討会の提言もあり、各魚種ごとが抱える課題の解決に今後取り組み、適時、TAC管理に対応し得るよう、予防的な意味も込めて、準備をしまいたいと考えております。

水産庁では、以上をTAC運用上の課題として一つ整理をしているところなんですけれども、漁業の現場の立場から、どのような課題が生じることになるのか、その辺のお考えもお聞かせいただければと思っております。

本件については、説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等、ありましたらお願いしたいと思います。

この議題につきましては、これまで何回かこの委員会でご議論をいただきまして、色々のご意見をいただいた経緯がございますけれども、本日は事務局から、TAC魚種として管理していく場合の課題ということで整理していただきました。この点について、委員の皆様方、現場の意見等を含めて、ご意見をいただければということでございますけれども、いかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

それではとりあえず、事務局の考え方をご説明いただきました。この議題につきましてはこれで終わらしまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次の議題は、議題5でございます。「平成27年度資源管理関係予算について」ということでございますので、これにつきましても、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、資料5をお手元をお願いいたします。資料の5は、平成27年の予算概算要求の概要として、特に資源管理に係る部分をご用意しております。この中で、本日は一つ、1ページ目の1番、資源管理高度化推進事業（新規）という、これについて、特に2枚目にありますポンチ絵等を交えてご説明したいと思います。

この資源管理高度化推進事業といいますのは、従来、これまで別立てしておりました資源管理指針等推進事業と資源管理体制推進事業につきまして、これまでは指針・計画体制への参加促進、これが一番のメインの取り組みだったわけですが、資源管理のあり方検討会でもありましたように、今後は資源管理指針・計画体制の評価・検証を通じて、それぞれの計画を見直すなど、高度化を図る必要があるということで、それぞれの事業を高度化するということで、整理統合をして、組みかえ新規として概算要求をしているものであります。

そしてちょっと後ろのページでご説明をしたいと思います。まず、この横置き紙のポンチ絵、一番上のところで、四角で囲んでいる文章で書いている部分がございます。この文章で書い

ている部分は、今、ご説明したとおり、これまでの参加促進から、高度化を図る、もちろんこの計画へのさらなる参加促進というのはあるんですけども、既存の方々には評価検証をして、よりよい計画にしていくと。そのような内容でございます。

そして、事業の構成としますと、一番下に黄色で囲んだところに、それぞれの事業の概要を書いてございます。まず資源管理指針等高度化推進事業につきましては、沖底とか大中まきとか、大臣管理漁業やトラフグといった、広域資源に関する資源管理体制の高度化を図るために、今、必要な調査を実施するというので、例えば本日の議題にもありましたIQの実証試験調査というのは、赤で①で書いておりますけれども、左側のような部分の実施を想定しております。また、他の漁業、沖底とか、例えば広域資源であるトラフグにつきましては、これからもまた色々な調査が必要となってきますけれども、その部分については、この右側にあります、青で囲っております③の調査を想定しております。そして、こういう調査をした上で、それぞれの漁業種類、これは魚種もあるかもしれませんが、その漁業種類ごとに漁業者の検討会議などを開催しながら、資源管理計画の評価検証を煮詰めていくということで、ここについては、真ん中の緑の②の部分になるわけでありまして、資源管理指針等高度化事業につきましては、大臣管理漁業や広域資源を対象とする漁業について、①、②、③に取り組む者に対して、支援をするというものでございます。

そして、下の資源管理体制高度化推進事業につきましては、こちらは知事管理漁業を想定しております。言わずもがなになります、知事管理漁業における管理体制の高度化を図るためには、各都道府県に設置されております資源管理協議会の役割が重要になってくるわけでございます。その上で、資源管理協議会が行います、資源管理計画の評価検証、先ほどあり方検討会のところでもありましたが、今は漁業者による自己点検をやられておりますけれども、来年は資源管理協議会を主体に評価検証をしてもらうということになっております。そういうものに必要な部分、それに必要な調査の収集などというものが、この一番右の青で囲んだ③の部分でございます。そして、資源管理協議会につきましては、従来より資源管理措置の履行確認ですとか、色々な会議を開催してもらっております。その従来で開催ですとか、履行確認業務に対する支援というものは、この②の緑の部分、ここについて、議論、支援していこうと思っております。

また、先ほど沿岸クロマグロの部分で漁獲モニタリングが来年から始まるという話をさせてもらいました。漁獲モニタリングは、漁協の方々にも色々なお手間をおかけすることになりますので、その部分については、この②の緑の部分、資源管理協議会を通じて、漁獲状況の取りまとめを行う漁協さんに対する支援も想定しております。

以上のように、この両方の事業がありますけれども、この資源管理指針・計画体制の高度化はなかなか一足飛びでできるものではありませんので、この灰色の矢印が4つほど書いてあります。右上から行きますと、これら①、②、③の事業をやって、現在の取り組みを評価すると。評価をして、それを改善に向けた検討をして、そしてどういうふうに煮詰めればいいのかという計画実行、そして見直しがあって、そういうサイクルがぐるぐると回りながら、資源管理指針・計画体制の全体の底上げを図っていく、このような趣旨でこの事業を組んでございます。

今後、まだまだ国会でご審議いただくこととなりますけれども、資源管理高度化推進事業の状況については以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。予算につきましてはまだこれから、現在要求中ということでございますので、水産庁にはぜひ頑張っていただければと思っております。

この議題はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、その他の議題ということでございますけれども、最後の議題「その他」、事務局で用意されているものは特にございませんね。

それでは、せっかくの機会でございますので、若干時間もございますけれども、委員の皆様方から何かご意見等ございましたら、意見交換をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

お願いします。佐々木委員。

○佐々木委員

資源管理の問題の中で、いわゆる、そのことによって漁業経営者が影響を受けるという問題の対策として、説明の中にもありました、積み立てプラスの問題なんですけど、積み立てプラスは制度ができてから、年数がまだ浅いということもあるんですけども、実質的には、1対3の割合の制度なんですけれども、漁業者の経営にとっては、経営が安定的に持続できる体制の所得方式が非常に望ましいわけなんです。ところが、今の制度はまだまだ、基本的にこれは各県でそれぞれ単価が違うという問題があって、なかなか魚価や所得が低下したから、そこはその3分の1が発動して、救済制度につながるという、100%の制度ではないわけなので、現在の制度が経営の一助になるということは当然ですけども、本当にこの後継者が育っていきにくい今の漁村環境の中で、やはり国の制度として、確実に漁業経営者を守っていく、安定的な経営をする上で、

この積み立て方式の充実というのが、非常に大きな役割につながるわけなので、さらに今後、この充実をして、経営の所得方式につながっていくような制度改正の中で、漁業者を守っていくと。そういう制度にぜひ、前向きに検討をいただきたいと思います。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございます。要望としてお受けしてよろしいですね。

その他、何かご意見ございますでしょうか。

高成田委員。

○高成田委員

私も要望です。今日の色々お話を聞いていて、特にこのIQ制度の導入ということで、非常にご苦労されているということがよくわかりましたということです。その上に要望というのは申しわけないんですけども、例年、春先になると、未成魚のサバが沢山獲れてしまうという問題があったと思います。今年は三陸沖で今随分、獲れたようです。先ほどの話の中でも、IQが手段であって、目的ではないということだったと思いますので、そういう意味でも、未成魚についての規制というのが、その辺に焦点をもう少し当てて、この資源管理ということをやっていただけるということを要望として申し上げたいと思います。

○松岡会長

ありがとうございます。要望ということでございますけれども、よろしいですか。何かコメント、よろしいですか。

その他何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは意見もございませんようで、この辺で意見交換を終了させていただきたいと思います。それでは、事務局におかれましては、本日いただきましたご意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただければと思っております。

それでは、引き続き次回の委員会の開催予定を事務局から説明をお願いします。

○事務局（城崎）

本委員会、例年どおり来年2月から3月ころに開催したいと思っております。また、日時、場所等につきましては、各部会との関係もございますので、会長及び委員各位のご都合をお聞きしながら、追ってご連絡したいと思っておりますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

○松岡会長

次回の委員会、例年どおり来年2月から3月ということでございます。委員の皆様方にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは委員各位、それからご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力及び貴重なお意見を賜りました。誠にありがとうございます。

なお、議事録署名人に指名させていただきました、東京都の竹内委員、それから農林水産大臣専任委員の清水委員、お二方には後日、事務局から議事録が送付されますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これもちまして、第21回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会